

# 暴追センターの主な事業

公益事業

## 1 暴力団員による犯罪の被害者救済活動

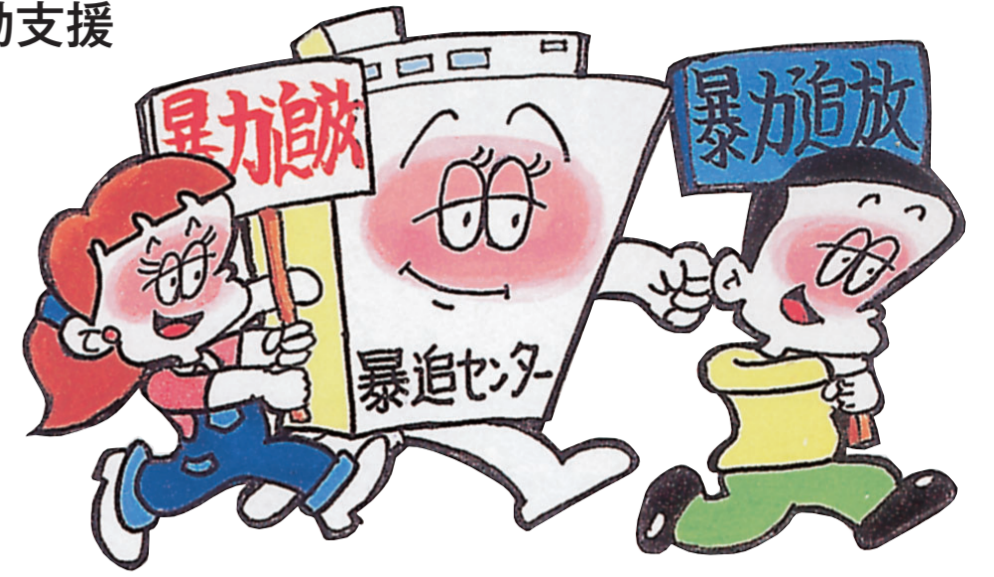
- 暴力団に関する相談活動
- 暴力団から犯罪被害を受けた方への見舞金の支給
- 暴力団員に対する損害賠償請求訴訟支援
- 組事務所使用差止請求訴訟の提起 等



公益事業

## 2 暴力団員の排除を行う組織への支援活動

- 地域・職域組織の結成と活動支援
- 行政対象暴力の排除
- 不当要求防止責任者講習
- 賛助会員募集 等



公益事業

## 3 少年や組織離脱希望者に対する支援活動

- 少年を暴力団から守る活動
- 暴力団離脱者の社会復帰支援 等



公益事業

## 4 広報啓発、暴力団排除対策の調査研究活動

- 暴力団排除に関する広報啓発
- 暴力団追放県民大会、暴力団排除セミナー等の開催
- 反社会的勢力に関する情報収集、調査研究 等

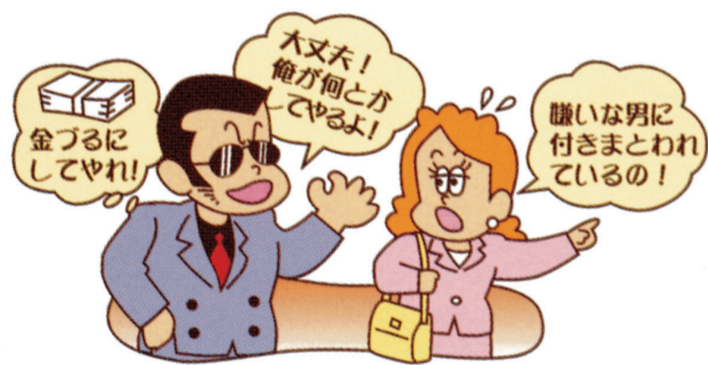


# 暴力団追放 3ない運動+1の推進

プラスワン  
+1

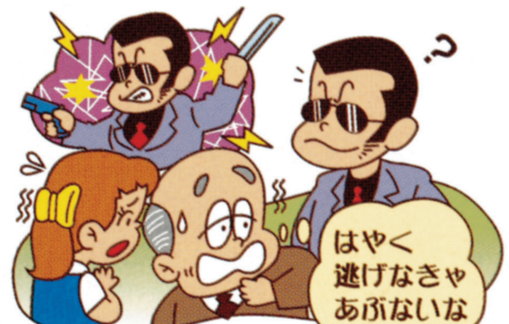
### 暴力団を利用しない

すべてを金づるにする。それが暴力団です。



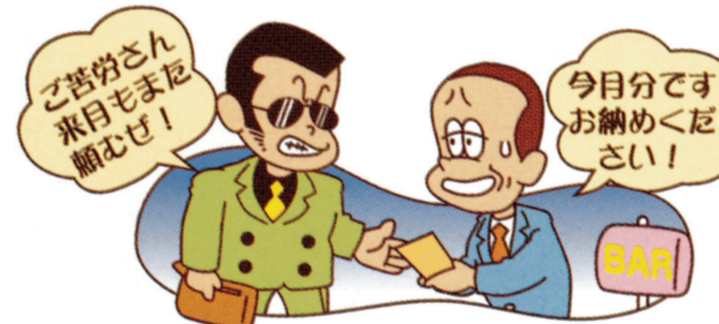
### 暴力団を恐れない

恐れは、誤ったイメージから。恐れることは暴力団を助長させることになる。



### 暴力団に金を出さない

金が腐れ縁のもと。暴力団を支援、容認することになる。



### 暴力団と交際しない

交際は暴力団の活動を助長。暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる。



# 「賛助会員」を募集しています

暴力団を根絶し、安全で住み良いとちぎづくりに寄与するため、暴力団排除の意識を持つ多くの法人、個人が結集して行動することを目的としています。

会員

趣旨に賛同し、暴追センターや暴排団体の事業、活動を支援しようとする法人、個人が対象です。

特典

賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。税制上の優遇を受けることができます。

会費

年額 法人・団体 1口 1万円  
個人 1口 5千円  
(口数の制限はありません。)

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター

相談電話

028-627-2600